

平成27年3月26日

# 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

## 報告事項

- (1) 草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正する要綱について
- (2) 草津宿街道交流館会員制度要綱の一部を改正する要綱について
- (3) 定期監査の結果について
- (4) (仮称)老上第二小学校建設工事(校舎棟他・体育館)について
- (5) 第2次草津市子ども読書活動推進計画について
- (6) 寄付受入れ報告について

草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱（平成22年草津市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第26条」に改める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表 (案)

新 要 綱 (案)	旧 要 綱
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき草津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う、その権限に属する事務の点検および評価(以下「点検・評価」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 実施会議は、次に掲げる者を委員とし、組織する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>教育部副部長</u>(図書館担当)</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条の規定に基づき草津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う、その権限に属する事務の点検および評価(以下「点検・評価」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 実施会議は、次に掲げる者を委員とし、組織する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>教委部副部長</u>(図書館担当)</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p>

草津宿街道交流館会員制度要綱の一部を改正する要綱

草津宿街道交流館会員制度要綱（平成12年草津市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「草津宿街道交流館」の右に「および史跡草津宿本陣」を加える。

第2条第1項中「草津宿街道交流館長（以下「館長」という。）」を「教育委員会」に改め、同条第2項および第4項中「館長」を「教育委員会」に改める。

第3条第1項中「2,000円」を「1,000円」に改める。

第4条を次のように改める。

（会員の特典）

第4条 会員は、草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣において次の特典を受けることができる。

- (1) 草津宿街道交流館の観覧無料
- (2) 史跡草津宿本陣の入館無料
- (3) 草津宿街道交流館または史跡草津宿本陣主催のセミナー等受講料の割引
- (4) 会員相互の学習会や意見交換会への参加
- (5) 草津宿街道交流館情報紙「街道文化情報通信」および各種催し案内の送付

別記様式第1号中「草津宿街道交流館長殿」を「草津市教育委員会」に

「

年齢		
----	--	--

」を 

性別	男/女
----	-----

」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

（表面）

（裏面）

No
草津宿街道交流館会員証
会員氏名 _____
有効期限            年            月まで

1. 草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣の利用の際には必ず本証を携帯し、提示してください。 2. 本証は表記載の会員のみ有効で、他人に転貸することはできません。 3. 本証を紛失した場合には速やかに申し出てください。
草津宿街道交流館 〒525-0034 草津市草津三丁目10番4号 TEL077-567-0030 FAX077-567-0031

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

草津宿街道交流館会員制度要綱 新旧対照表

新要綱(案)	旧要綱
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、草津宿街道交流館会員（以下「会員」という。）が、<u>草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣</u>の利用に際しての利便性を図るとともに、会員相互の積極的な交流を図ることを目的とする。</p> <p>(登録等)</p> <p>第2条 本制度を利用する者は、草津宿街道交流館会員申込書（別記様式第1号）を<u>教育委員会</u>に提出し、会員として登録を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、登録した者に草津宿街道交流館会員証（別記様式第2号）を交付するものとする。</p> <p>3 会員の資格は、登録した日から同一年度の3月末日までとする。</p> <p>4 会員の定数は、必要に応じて、その都度<u>教育委員会</u>が定める。</p> <p>(会費)</p> <p>第3条 会費は年額<u>1,000円</u>とし、入会時に全額支払うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(会員の特典および会員への事業)</p> <p>第4条 会員は、<u>草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣</u>において次の特典を受けることができる。</p> <p>(1) <u>草津宿街道交流館の観覧無料</u></p> <p>(2) <u>史跡草津宿本陣の入館無料</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、草津宿街道交流館会員（以下「会員」という。）が、<u>草津宿街道交流館</u>の利用に際しての利便性を図るとともに、会員相互の積極的な交流を図ることを目的とする。</p> <p>(登録等)</p> <p>第2条 本制度を利用する者は、草津宿街道交流館会員申込書（別記様式第1号）を<u>草津宿街道交流館長（以下「館長」という。）</u>に提出し、会員として登録を受けなければならない。</p> <p>2 <u>館長</u>は、登録した者に草津宿街道交流館会員証（別記様式第2号）を交付するものとする。</p> <p>3 会員の資格は、登録した日から同一年度の3月末日までとする。</p> <p>4 会員の定数は、必要に応じて、その都度<u>館長</u>が定める。</p> <p>(会費)</p> <p>第3条 会費は年額<u>2,000円</u>とし、入会時に全額支払うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(会員の特典および会員への事業)</p> <p>第4条 会員は、<u>草津宿街道交流館</u>において次の特典を受けることができる。</p> <p>(1) <u>草津宿街道交流館の観覧無料</u></p> <p>(2) <u>草津宿街道交流館テーマ展への招待券の送付</u></p> <p>(3) <u>草津宿街道交流館の刊行物の割引</u></p>

新要綱(案)	旧要綱
<p>(3) <u>草津宿街道交流館または、史跡草津宿本陣主催のセミナー等受講料の割引</u></p> <p>(4) <u>会員相互の学習会や意見交換会への参加</u></p> <p>(5) <u>草津宿街道交流館情報紙「街道文化情報通信」および各種催し案内の送付</u></p> <p>付 則 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 <u>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(4) <u>草津宿街道交流館主催のセミナー等受講料の割引</u></p> <p>(5) <u>草津宿街道交流館情報紙「街道文化情報通信」および各種催し案内の送付</u></p> <p><u>2 館長は、会員を対象に、次の事業を行うものとする。ただし、事業の実施に当たり参加者から実費を徴収することができる。</u></p> <p>(1) <u>街道バスツアー「街道をたずねて」</u></p> <p>(2) <u>会員相互の学習会や意見交換会</u></p> <p>付 則 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。</p>

新要綱(案)

別記様式第1号(第2条第1項関係)

草津宿街道交流館会員申込書

草津市教育委員会

年 月 日

年度草津宿街道交流館会員登録を申し込みます。

氏名		性別	男 / 女
住所	〒 -	連絡先	

受付日	会費	会員証	備考

旧要綱

別記様式第1号(第2条第1項関係)

草津宿街道交流館会員申込書

草津宿街道交流館館長 殿

年 月 日

年度草津宿街道交流館会員登録を申し込みます。

氏名		年齢		
住所	〒 -	連絡先		

受付日	会費	会員証	備考



新要綱(案)

旧要綱

別記様式第2号(第2条第2項関係)

別記様式第2号(第2条第2項関係)

(表面)

(表面)

No. \_\_\_\_\_

草津宿街道交流館会員証

会員氏名 \_\_\_\_\_

有効期限            年            月まで

No. \_\_\_\_\_

草津宿街道交流館会員証

会員氏名 \_\_\_\_\_

有効期限            年            月まで

(裏面)

(裏面)

1. 草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣の利用の際には必ず本証を携帯し、提示してください。
2. 本証は表記記載の会員のみ有効で、他人に転貸することはできません。
3. 本証を紛失した場合には速やかに申し出てください。

草津宿街道交流館  
〒525-0034 草津市草津三丁目 10番 4号  
TEL 077-567-0030 FAX077-567-0031

1. 草津宿街道交流館利用の際には必ず本証を携帯し、提示してください。
2. 本証は表記記載の会員のみ有効で、他人に転貸することはできません。
3. 本証を紛失した場合には速やかに申し出てください。

525-0034 草津市草津三丁目 10番 4号  
草津宿街道交流館  
077-567-0030

(備考)

図案絵柄とする。

(備考)

図案絵柄とする。



監 発 第 4 5 号

平成27年3月13日

教育委員会委員長 様

草津市監査委員 平井 文雄

草津市監査委員 中村 孝蔵

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

記

監 査 期 日	監 査 対 象 機 関
平成27年1月14日	教 育 総 務 課
平成27年1月16日	教 育 施 設 整 備 室

## 定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
教育総務課	平成 27 年 1 月 14 日	平成 25 年度	平井 文雄 中村 孝蔵

### 1 監査対象とした事務事業

- (1) 小学校施設維持管理費
- (2) 中学校施設維持管理費

### 2 監査の結果

#### (1) 小学校施設維持管理費

市内 13 小学校の施設を適正に維持管理し良好な教育環境を保つため、施設維持補修や維持工事を実施されるとともに、エレベーター保守点検業務や廃棄物収集運搬業務などについては業務委託等により実施された。また、老上小学校仮設校舎は、老上小学校の児童数が大きく増えてきたため、平成 24 年 9 月より平成 28 年 4 月に新小学校を分離新設されるまでの間、不足する 9 教室分について賃貸借契約により隣接する老上中学校グラウンド内に設置し対応されている。

主な業務は次のとおり。

##### ◇施設維持補修

矢倉・玉川小学校給食運搬車両停車位置舗装修繕

##### ◇施設維持工事

常盤小学校体育館外壁妻面部分補修工事

笠縫東小学校天窓補修工事（前年度繰越）

##### ◇施設維持管理

老上小学校仮設校舎賃貸借

自家用電気工作物保安管理業務およびデマンド監視業務

エレベーター保守点検等各種設備の保守点検業務

廃棄物収集運搬業務

光熱水費他

#### (2) 中学校施設維持管理費

市内 6 中学校の施設を適正に維持管理し良好な教育環境を保つため、施設維持補修や維持工事を実施されるとともに、エレベーター保守点検業務や廃棄物収集運搬業務などについては業務委託等により実施された。

主な業務は次のとおり。

##### ◇施設維持補修

高穂中学校校長室他修繕

◇施設維持工事

高穂中学校他ライン修正工事

玉川中学校建具改修工事（前年度繰越）

◇施設維持管理

自家用電気工作物保安管理業務およびデマンド監視業務

エレベーター保守点検等各種設備の保守点検業務

廃棄物収集運搬業務

光熱水費他

※ 環境負荷軽減の取り組みを継続的に実施する「スクールISO」を各小中学校で展開されており、電気・ごみ・水・ゴヤ・その他の分野について、児童会・生徒会・学級単位等で児童生徒の自主的な発案のもと、行動項目や具体的な実践手順、点検の仕方までを定め取り組まれている。特に、節電については平成23年度から東日本大震災を受けて、「クラスで取り組む節電アクション」として、各教室の照明を中心に据えた取り組みを重点的に実施されている。

事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。

なお、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

【意見・指摘事項】

(1) 小学校施設維持管理費

(2) 中学校施設維持管理費

(1) (2) 共通

- ① 各種設備等の保守点検業務において、結果報告書の受付から事後措置ならびに対応結果に至る経緯が明確となるよう、文書処理の仕方を改善されたい。
- ② 揚水ポンプ保守点検業務において、仕様書と業務報告書とで数量の相異が一部の学校に見られた。仕様書は現状確認のうえ作成されたい。なお、長期不使用となっているポンプについては廃棄や更新を検討されたい。

## 定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
教育施設整備室	平成 27 年 1 月 16 日	平成 25 年度	平井 文雄 中村 孝蔵

### 1 監査対象とした事務事業

- (1) 学校給食センター整備費
- (2) 小学校建設事業費

### 2 監査の結果

#### (1) 学校給食センター整備費

学校給食センターの建替えに伴い、旧学校給食センターの解体工事を実施された。本工事においては、敷地内における給食センター棟、車庫・ボイラー室棟、ポンプ室棟などの解体撤去工事、ならびに解体後の跡地整備工事として、駐車場整備、外構構造物整備、植栽などが含まれていた。

なお、解体に伴う地下残置物について、建築副産物としての建物基礎、トレンチ、各種排水処理関連の地下工作物等は産業廃棄物として処分がなされており、地下基礎杭ならびに埋設ごみ類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行前に埋められたごみ）は、関係部局や県南部環境事務所との協議に基づき対応された。

#### (2) 小学校建設事業費

老上小学校区の児童数増加により教育環境の適正化を図る必要があるため、平成 28 年 4 月の分離新設に向けて基本設計に取り組みされた。保護者をはじめ地元住民の意見を聞く場としてワークショップを開催され（計 3 回 延べ 91 人参加）、それらの意見を参考に建築基本設計が出来上がった。

事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。

なお、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

#### 【意見・指摘事項】

##### (1) 学校給食センター整備費

特になし

##### (2) 小学校建設事業費

特になし

(仮称) 老上第二小学校建設工事 (校舎棟他・体育館) について

◎契約金額

工事種別	契約金額 (円)	請負業者
建築 校舎部分	2, 192, 400, 000	岐建・奥村特定建設工事共同企業体
建築 体育館部分	442, 800, 000	株式会社 千商
電気設備	332, 640, 000	東海・中島建設工業共同企業体
機械設備	390, 960, 000	大崎・草津建設工事共同企業体
工事監理	34, 560, 000	株式会社東畑建築事務所

◎工事期限 平成28年2月29日

◎工事場所 滋賀県草津市矢橋町地先

◎工事内容

小学校の新設

(建築部分)

校舎棟 2階建て

普通教室棟 木造

管理棟 鉄骨造

体育館棟 1階建て

鉄筋コンクリート造 一部(屋根架構) 木造

プール棟 1階建て

鉄筋コンクリート造

グラウンド

(機械部分)

空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給配水設備

消火設備、ガス設備、循環ろ過設備

(電気部分)

高圧受電設備、電灯動力幹線設備、動力設備、電灯コンセント設備

構内情報通信網設備、拡声設備、呼出設備、消防設備

太陽光発電設備、雷保護設備

(監理部分)

上記工事の監理